

震災編 第4部 東海地震事前対策

第1章 東海地震事前対策の考え方

第1節 東海地震事前対策の目的

- 東海地震事前対策は、東海地震に関連する調査情報（以下「調査情報」という。）が発令された場合に、市、都及び各関係防災機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。
- 小金井市域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域として指定されなかったため、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。
- しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱が懸念されている。
- このため、小金井市防災会議は、東海地震の事前対策をとることとし、小金井市地域防災計画震災編第4部として、「東海地震事前対策」を策定するものである。

第2節 基本的な考え方

- 東海地震発生の際、多摩地区は震度5弱程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に次の措置を講ずる。
 - 1 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - 2 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置
(別冊 資料4-1-1 警戒宣言・地震予知情報、注意情報、調査情報)
- 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 市は、強化地域に指定されていないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
- この対策に記載のない東海地震の事前対策については、「震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策・応急対策・復旧対策）」に基づき実施する。
- 本対策は、次の事項に留意し策定した。
 - 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
 - 2 警戒宣言が発せられた時点以降は、地震対策の優先度を配慮する。
 - 3 東海地震が発生した場合、市の地域のほとんどは震度5弱と想定されているが、一部地域

では震度 5 強と想定されている地域があるため、震度に応じた対策を講ずることとする。

- 4 市、都及び各関係防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

(別冊 資料 4-1-2 気象庁震度階級関連解説表)

第2章 市、都及び関係防災機関の役割

- 「震災編 第1部 33 第6章 市、都及び関係防災機関等の役割」を準用する。

第3章 災害予防対策

第1節 東海地震に備え整備する事業

- 東海地震による被害を未然に防止するための予防対策は、「震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策）」の定めるところによる。

第2節 広報及び教育（市、都、各学校）

- 地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。
- 市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

第1 防災広報の目的

- 地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容、市域の予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

1 基本的流れ

- 広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から注意情報を経て警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。
- 地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止等、安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

2 広報の実施にあたって留意すべき事項

- 東海地震についての教育、啓発及び指導
- 東海地震に関する調査情報・注意情報についての広報
- 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- 市域の予想震度、被害程度
- 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- 住民の不安解消のため警戒宣言時に関係防災機関が行う措置
- 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備態勢の解除を発表する広報
- 主な例を示すと次のとおりである。

- (1) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ア 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - イ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ウ その他防災上必要な事項
- (2) 道路交通の混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時の交通規制の内容
 - イ 自動車利用の自粛の呼びかけ
 - ウ その他防災上必要な事項
- (3) 電話のふくそうによる混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - イ 回線のふくそうと規制の内容
 - ウ 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
- (4) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ア 生活関連物資取扱店の営業
 - イ 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
- (5) 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと。
- (6) その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

3 広報手段

時期	広報手段
事前広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市報 ○ ホームページ ○ 関係防災機関が発行する各種パンフレット等
情報等発表時	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ・ラジオ・新聞等 ○ 市防災行政無線 ○ ホームページ、こがねい安全安心メール等 ○ 広報車

第2 教育指導

1 児童生徒等に対する教育

- 市、都及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災教育を実施するとともに、保護者に対し連絡の徹底を図る。

(1) 教育指導事項

- 地震に関する基本的事項
- 教職員の分担業務
- 警戒宣言時の臨時休校措置
- 児童生徒等の登下校時等の安全措置

- 学校等に残留する児童生徒等の保護方法
- その他の防災措置

(2) 教育指導方法

- 児童生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
- 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
- 保護者に対しては、保護者会、学校だより及びPTA等の活動を通じて周知徹底を図る。
- 保育園、学童保育所等においては、園児、児童の保護者への引き渡し方法の確立を図る。

2 自動車運転者に対する教育

- 都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

(1) 教育指導事項

- 東海地震に関する基本的事項
- 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- 自動車運転者のとるべき措置
- その他の防災措置等

(2) 教育指導の方法

- 運転免許更新時の講習
- 安全運転管理者講習
- 自動車教習所における教育、指導

第3節 事業所に対する指導（都、小金井消防署、各事業所）

第1 市域の事業所における事業所防災計画等の作成

- 市域の事業所等は、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておく。

1 防災体制の確立

- 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

2 情報の収集伝達等

- (1) テレビ、ラジオ等による情報の把握
- (2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- (3) 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- (4) 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- (5) 顧客、従業員等に対する安全の確保

3 安全対策面からの営業の方針

- (1) 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- (2) 帰宅困難者となる従業員等の対策
- (3) その他消防計画等に定める事項の徹底

4 出火防止及び初期消火

- (1) 火気使用設備器具の使用制限
- (2) 危険物、薬品等の安全措置
- (3) 消防用設備等の点検
- (4) 初期消火態勢の確保

5 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第2 事業所に対する指導

1 事業所防災計画等の指導

(1) 対象事業所

ア 一般事業所

機関名	対象事業所
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none">○ 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所○ 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

イ 特定事業所

機関名	対象事業所
多摩府中保健所	<ul style="list-style-type: none">○ 毒物劇物取締法の適用事業所
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none">○ 危険物施設のうち、予防規程により、作成することとされている事業所

(2) 事業所指導の内容

ア 小金井消防署

項目	内容
消防計画等に定める事項	<ul style="list-style-type: none">○ 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関すること。○ 警戒宣言、注意情報、調査情報（臨時）の伝達及び情報収集に関すること。○ 火気の取扱い中止等出火防止措置に関すること。
消防計画等に定める事項	<ul style="list-style-type: none">○ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。○ 従業員の時差退社に関すること。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関すること。 ○ 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関すること。 ○ 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関すること。 ○ 警戒宣言、注意情報、調査情報（臨時）に関する教育、訓練に関すること。 ○ その他警戒宣言、注意情報、調査情報（臨時）に関する必要な措置に関すること。
<p style="text-align: center;">予防規程 （危険物施設）に 定める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の安全を確保するための操業の制限、停止その他の措置に関すること。 ○ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。 ○ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置その他の措置に関すること。 ○ 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。 ○ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。 ○ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。 ○ 消火のための設備装置の点検その他の措置に関すること。 ○ 警戒宣言、注意情報、調査情報（臨時）に関する教育・訓練に関すること。 ○ タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。 ○ 地域住民に対する広報に関すること。 ○ その他地震防災上必要な措置に関すること。

イ 多摩府中保健所

対象施設	内容
<p style="text-align: center;">毒物、劇物施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物及び劇物の業務上取扱者に対して、次の対応措置について指導する。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貯蔵施設等の緊急点検 (イ) 巡視 (ウ) 充填作業、移し替え作業等の停止 (エ) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置 (オ) 警戒宣言、注意情報、調査情報（臨時）の収集、伝達

(3) 指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導
- イ 講習会、講演会その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4節 防災訓練（市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

- 警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各関係防災機関別訓練を実施する。

区分	機関名	内容
総合防災訓練	市各部・関係防災機関	<p>○ 警戒宣言時において、市は、その地域における関係防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に市民に対する情報伝達に重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。</p> <p>1 参加機関 市 小金井消防署、小金井警察署、小金井市消防団 その他関係防災機関 市民、関係団体</p> <p>2 訓練項目 非常招集訓練、情報伝達訓練、本部運営訓練及び現地訓練</p>
警備・交通対策訓練	警視庁 小金井警察署	<p>○ 警戒宣言に伴う混乱を防止するため関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関 関係防災機関、小金井市及び地域住民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目 部隊の招集、編成訓練、通信訓練、交通対策訓練（低速走行訓練を含む。）、部隊配備運用訓練及び情報収集伝達訓練</p> <p>3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
消防訓練	東京消防庁 小金井消防署	<p>○ 警戒宣言時における迅速、的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関 小金井市消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結等の民間団体及びその他関係機関</p> <p>2 訓練内容 非常招集命令伝達訓練、通信運用訓練、参集訓練、部隊編成、部隊運用訓練、初動措置訓練、消防団との連携訓練、情報収集訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練、震災警防本部等運営訓練及び各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
関係防災機関	東京電力	<p>○ 防災業務計画に定める防災訓練にあつては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備・点検を主たる内容とし、防災訓練を年1回以上実施する。小金井市防災会議が実施する総合防災訓練に参加する。</p>

区分	機関名	内容
	東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請
	西武鉄道 JR東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 非常招集訓練 2 旅客誘導案内訓練 3 情報連絡訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 ○ 関係自治体、小金井警察署、小金井消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。
	NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言時における措置について、年1回以上防災訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 ○ この他、国、都、区市町村等が主催して行う防災訓練に参加する。
	その他の機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発表されるまでの対応措置

- 調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。
- 本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。
- 地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

<異常現象の検知から警戒宣言までの流れ>



注：観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激で情報発表できないまま東海地震が発生する可能性がある。

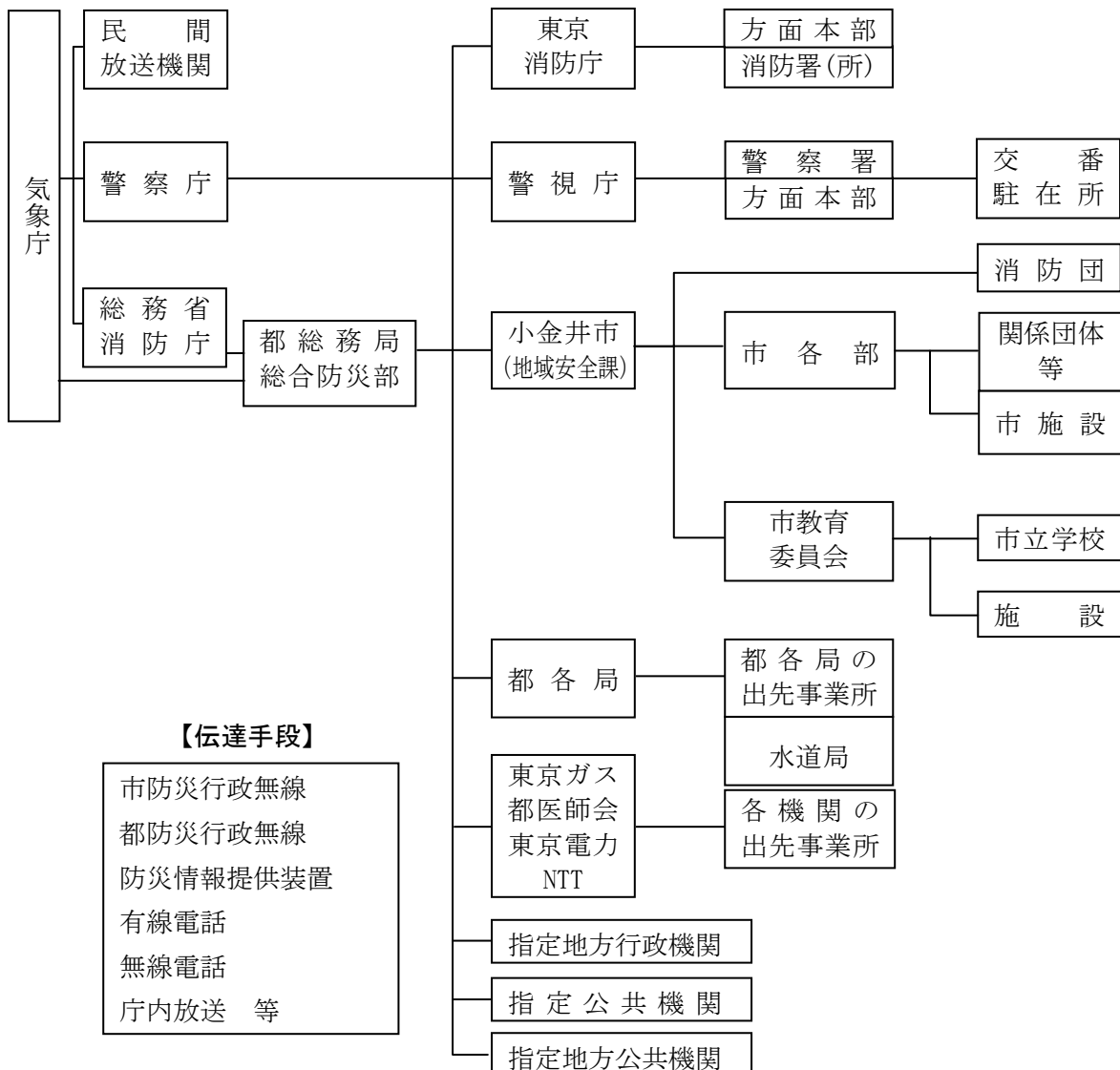
防災機関等の対応



情報名	東海地震調査情報（臨時）	東海地震注意情報	東海地震予知情報
情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表される。 ○ 本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表されるもので、これを受け準備行動開始の意志決定等の対応がとられる。 ○ 本情報の解除を伝える場合にも発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されるもので、これを受け警戒宣言等の対応がとられる。 ○ 本情報の解除を伝える場合にも発表する。

情報名	東海地震調査情報（臨時）	東海地震注意情報	東海地震予知情報
	は、安心情報である旨を明記して発表される。		
市の主な防災対策	○ 情報収集・連絡活動に加え、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を行う。	○ 東海地震に対処するため、市本部設置の準備を行う。 ○ 各学校等では、児童生徒等の帰宅等の準備を行う。	○ 「警戒宣言」が発せられる。 ○ 市本部を設置し、全職員で対応する。
市民等の行動	○ テレビ・ラジオ等の情報に注意し、平常通りの生活を送る。	○ テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体等からの呼び掛けや、自治体等の防災計画に従って行動する。	○ テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び自治体等の防災計画に従って行動する。

<東海地震に関連する情報の連絡伝達系統>



第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応（市）

第1 情報名及び市の配備態勢

- 調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保等、必要な体制を維持する。

情報名	配備態勢
東海地震調査情報（臨時）	連絡要員を確保する態勢（情報連絡態勢）

第2 伝達体制

1 勤務時間内

- 調査情報（臨時）の発表は、都（総務局総合防災部）から市（地域安全課）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。
- 地域安全課は、都（総務局総合防災部）から調査情報（臨時）に関する連絡報を受けた場合は、直ちに危機管理担当部長及び市長、副市長、教育長に伝達するとともに、必要に応じて各部長にも伝達する。
- 各部署は、特に伝達が必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後に行う。

2 休日・夜間

- 休日・夜間における調査情報（臨時）の発表は、都（夜間防災連絡室）から施設管理室に伝達される。
- 施設管理室は、直ちに危機管理担当部長及び地域安全課長に伝達する。
- 危機管理担当部長は、市長、副市長及び教育長に、地域安全課長は地域安全課職員に伝達する。

第3 伝達事項

- 危機管理担当部長は、調査情報（臨時）の情報内容を伝達するほか、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保等、必要な態勢をとることを合わせて伝達する。
- 調査情報（臨時）の発表後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合に発表される「安心情報」が発表された場合には、その情報内容及び態勢を解除するよう速やかに伝達する。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応（市、小金井警察署、小金井消防署）

第1 情報名及び市の配備態勢

- 注意情報が発表された場合、市は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。
- 従来の判定会招集連絡報は廃止されたが、判定会の開催は注意情報の中で報じられる。また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	配備態勢
東海地震注意情報	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢（警戒態勢）

第2 伝達体制

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域安全課（勤務時間外は施設管理室に通信連絡窓口を設置）は、都総務局総合防災部（勤務時間外は都夜間防災連絡室）から、注意情報の連絡を受けたときは、「市本部緊急連絡網」に基づき、直ちにその旨を伝達する。 ○ 勤務時間外における市職員の伝達も、「市本部緊急連絡網」に基づき、連絡・伝達する。
警視庁 小金井警察署	○ 市もしくは警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を電話その他の手段により署員に伝達する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 警防本部から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により全署員及び市へ伝達する。

第3 伝達事項

- 危機管理担当部長及び各機関は、東京都からの注意情報を伝達するほか、各機関における防災業務計画に定める必要な活動態勢及び応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動体制及び応急活動を解除するよう速やかに伝達する。

第4 活動態勢

- 注意情報を受けた場合、市及び各関係防災機関は、直ちに市本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに社会的混乱の発生に備え、必要な防災態勢をとるものとする。

機関名	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部の設置準備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、注意情報を受けた場合、市本部の設置準備に入る。 ○ 休日夜間等勤務時間外に当該連絡報を受けた場合、施設管理室から「市本部緊急連絡網」により連絡し、参集した職員とともに市本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 <ul style="list-style-type: none"> ○ 配備態勢は、警戒態勢とする。

機関名	内容
	3 所掌事務 ○ 市本部が設置されるまでの間、地域安全課が他部並びに関係防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集・伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関等との連絡調整 (4) 小金井市消防団への伝達
警視庁 小金井警察署	1 警備本部の設置 ○ 注意情報を受けた時点で、小金井警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。 2 警備要員の参集 ○ 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して下記の対応を行う。 1 全消防職員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 市への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止・初期消火の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集

第3節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

(市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関)

- 注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。
- 市は、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。
- 各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各関係防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（地域安全課、小金井警察署、小金井消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報する。

第4節 注意情報時の混乱防止措置

(市、小金井警察署、関係防災機関、各学校)

- 注意情報発表等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各関係防災機関等の対応は次のとおりである。

第1 各機関の対応措置

機関名	内容
市	1 対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達 (2) 各関係防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力 (3) 市集会施設等の利用者に対しては、注意情報の報道開始後に、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。 (4) その他の必要事項 2 対応機関 市（各部）が都及び各関係防災機関の協力を得て対処する。
警視庁 小金井警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努めるとともに、市民・運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。 2 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理、誘導等を行う。
JR 東日本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣する等、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
西武鉄道	1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。 2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
NTT 東日本	○ 国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検

機関名	内容
	7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保 9 医療施設及び研修施設等における対策

第2 学校

1 児童生徒等に対する伝達と指導

- 学校等は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルーム等に授業（保育）を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明する。
- 児童生徒等の安全確保を図るため、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校等計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

2 注意情報が発表された時の学校等における対応措置の保護者への周知

- 注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。
- 学校等においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。したがって、学校等は平素から、保護者に対して学校等の対応策を周知徹底しておく。
- 特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止等、地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。
- 上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校等した場合は、校長等の責任において臨機の措置をとる。

3 注意情報発表時の強化地域内の学校等における措置

- 注意情報発表時には、あらかじめ定めた方法により安全に帰宅させる準備を整える。
- 児童生徒等の帰宅の安全確保を図るため校長が必要と認める場合には、あらかじめ定めた方法による下校措置等を検討する。

第5章 警戒宣言時の応急活動態勢

- 東海地震が発生するおそれが認められた場合には、気象庁長官から内閣総理大臣に対して地震予知情報が報告される。内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。
- 警戒宣言の解除を伝える場合にも情報が発表される。
- 予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。
- 市においても、災害対策本部を設置し、各種防災対策をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずるものとする。

情報名	配備態勢
東海地震予知情報	市本部を設置し、全職員で対応する。

第1節 活動態勢（市、小金井消防署、関係防災機関、各施設管理者）

第1 小金井市災害対策本部

1 市本部の設置

- 市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市本部を設置する。

(1) 市本部の設置場所

- 市本部は、本庁舎3階第一会議室を原則とし、状況に応じて庁舎周辺の施設（小金井消防署又は市役所第2庁舎等）に設置する。

(2) 市本部の標示掲出

- 市本部が設置された場合は、施設の正面玄関又は適切な場所に「小金井市災害対策本部」の標示を掲出する。

(3) 市本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生予防及び混乱回避策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 関係防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 市民への情報提供

(4) 市本部の組織

- 市本部の組織は、市災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めるところによる。

(5) 配備態勢

- 警戒宣言時における市本部要員の配備態勢は、本部配備態勢とする。

第2 市の業務等の対応措置

1 窓口業務

- 警戒宣言が発せられ、市役所第2庁舎に市本部が設置された場合であっても、市役所第2庁舎の窓口業務は平常どおり行う。
- 老朽化等により市民及び職員等の安全が確保できないと判断した場合は、代替施設により窓口業務を行う。
- 代替施設で窓口業務が実施できない場合は、警戒解除宣言が発せられるまでの間、その業務を中止又は停止する。

2 行事の中止、停止

- 市が主催又は共催する行事は、行事の実施中、計画中にかかわらず、警戒宣言が発せられたときから警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止又は停止する。

第3 関係防災機関等の活動態勢

機関名	事務分掌
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ○ 救急及び救助に関すること。 ○ 危険物等の措置に関すること。 ○ 上記に掲げるもののほか、消防に関すること。
その他の 関係防災機関 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係防災機関は警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとる。 ○ 各関係防災機関は、各機関の責務を遂行するために必要な組織並びに防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。 ○ 市域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力するものとする。

第4 相互協力

- 警戒宣言時において単一の関係防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各関係防災機関は平素から関係防災機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- 関係防災機関の長及び代表者は、市もしくは他の関係防災機関等の応援のあつ旋を依頼しようとするときは、次に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により処理するものとする。市のみで対応できないものについては、東京都（都総務局総合防災部防災対策課）に対し同様の方法をもって応援の要請又はあつ旋を求めるものとする。

- 1 応援を求める理由（あつ旋を求める理由）
- 2 応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求めるときのみ）
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援を必要とする日時、時間
- 5 応援を必要とする場所
- 6 応援を必要とする活動内容
- 7 その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

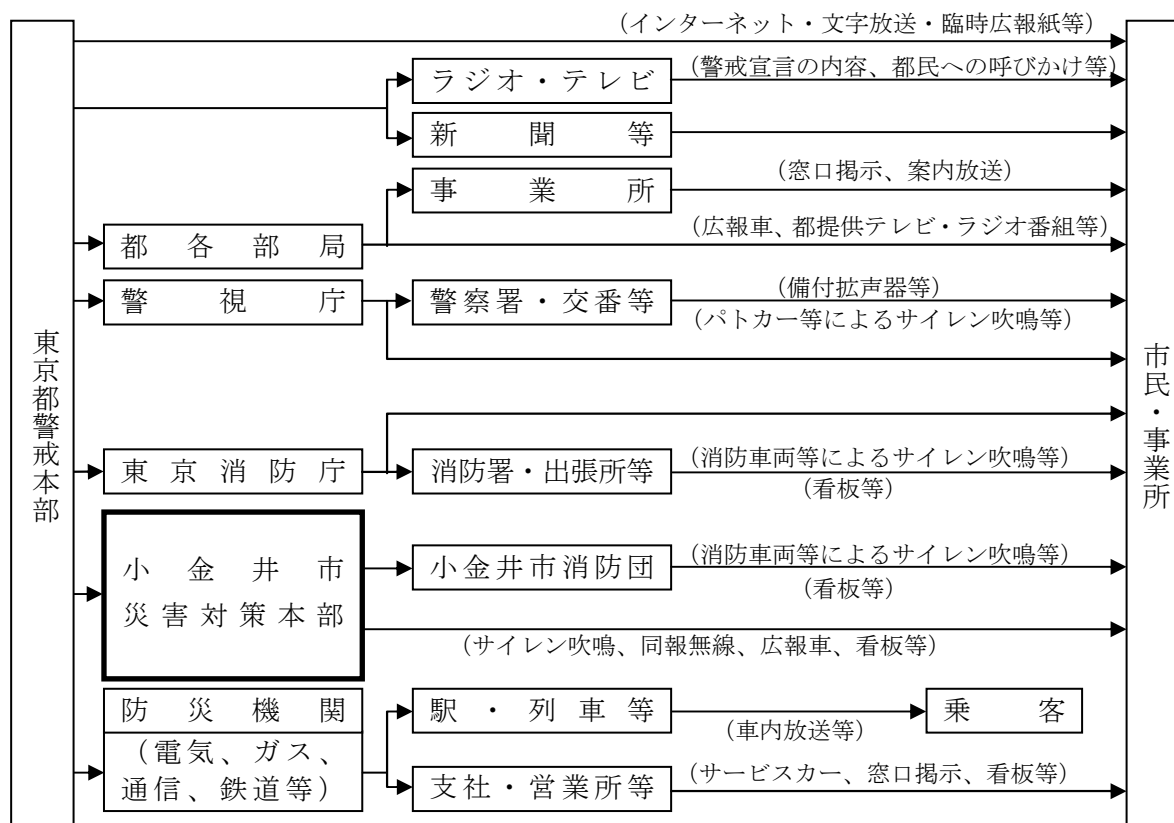
- 市及び各関係防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。
- 本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

第1 警戒宣言の伝達等

1 市民に対する伝達系統

- 市民に対する及び地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は次の図のとおりとする。

<市民に対する及び地震予知情報等の連絡伝達系統図>




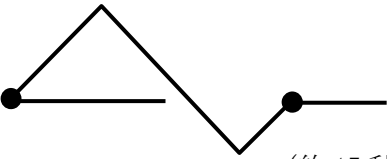
2 関係機関への伝達系統

- 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、「震災編 第4部 12 第4章 <東海地震に関連する情報の連絡伝達系統>」を準用する。
- 警戒宣言は、内閣総理大臣が内閣府を通じて伝達する。

3 伝達態勢

機関名	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言及び地震予知情報等の発表は、都（総務局総合防災部）から市（地域安全課）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。 2 地域安全課は、都（総務局総合防災部）から警戒宣言及び地震予知情報等に関する連絡報を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長及び各部長へ伝達するとともに、各部長は直ちにその旨を市各課及び関係防災機関・小金井市消防団に対し、庁内放送、市防災行政無線、電話及びその他の手段を活用し伝達する。 3 市各部及び市施設は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、直ちに窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。 4 市民、事業所等に対しては、市防災行政無線によるほか、小金井市警察署、小金井消防署の協力を得て、パトロールカー、消防車等を活用し、サイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 5 夜間・休日において都夜間防災連絡室から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、「市本部緊急連絡網」に基づき、直ちにその旨を施設管理室から危機管理担当部長を通じ、伝達する。
警視庁 小金井警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察署内及び交番（駐在所）に伝達する。 2 市に協力し、交通、防犯の広報車、パトカー、白バイ等の車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
東京消防庁 小金井消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防本部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一齐通報、消防無線及びその他の手段により、全署員及び市へ伝達する。 2 市に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
小金井市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 市又は小金井消防署から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに団員に伝達する。 2 市に協力し、所有する車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
関係防災機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 本社等、上部機関もしくは市から警戒宣言又は地震予知情報の通報があった場合は、直ちにその旨を職員及び関係者に伝達する。 2 特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

<防災信号（サイレン）の吹鳴パターン>

警鐘	サイレン
<p>(5点)</p> 	<p>(約 45 秒)</p>  <p>(約 15 秒)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

4 伝達事項

- 警戒宣言が発せられた際に、伝達する事項は次のとおりとする。
 - (1) 警戒宣言の内容
 - (2) 市での予想震度
 - (3) 防災対策の実施の徹底
 - (4) その他特に必要な事項

第2 警戒宣言時の広報

- 警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話のふくそう等の混乱も予想される。
 - これらに対処するため、都によりテレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した広域的な広報が行われるが、市及び関係防災機関においても広報活動を実施する。
 - 市内で混乱発生のおそれが見られる場合は、市及び関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、必要な機関へ緊急連絡を行う。
- (別冊 資料 4-5-1 警戒宣言発令時等の案文)

1 市の広報

- 市における広報は、警戒宣言が発せられたときは、都及び各関係防災機関と密接な連絡のもとに次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

(1) 広報項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
 - (ア) 火の注意
 - (イ) 水の汲み置き
 - (ウ) 家具の転倒防止等
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(2) 広報の実施方法

- ア 市防災行政無線、広報車及び消防ポンプ車、ホームページ及び自主防災組織等を通じて広報活動を行う。
- イ 協定に基づき、(株)ジェイコム東京を通じて広報を行う。

2 報道機関への発表

- 都、警視庁及び東京消防庁は、警戒宣言時、都民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えるための措置が実施できるよう報道機関に対して、各種情報の提供を行う。
市においては、企画財政部広報秘書班が窓口となり、都及び関係機関との連絡を密にし、実施するものとする。
- このほか、東京都災害警戒本部、警視庁、東京消防庁、その他の関係防災機関においても、報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

第3節 消防、危険物対策

(市、都、小金井警察署、小金井消防署、各事業者、市民等)

第1 消防対策

1 活動態勢

- 小金井消防署は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において次の対策をとる。
 - (1) 全消防職員の非常招集
 - (2) 震災消防活動部隊の編成
 - (3) 市への職員の派遣
 - (4) 救急医療情報の収集体制の強化
 - (5) 救助・救急資機(器)材の準備
 - (6) 情報受信体制の強化
 - (7) 高所見張員の派遣
 - (8) 出火防止、初期消火等の広報の実施
 - (9) その他消防活動上必要な情報の収集

2 市民(事業所)に対する呼びかけ

対象	事項	内容
市民	情報の把握	○ テレビ、ラジオや警察、消防、市からの情報に注意
	出火防止	○ 火気器具類の仕様の制限、周囲の整理、整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	○ 消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	○ 家具類の転倒防止とガラスの破損防止措置 ○ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		○ 警戒宣言時に、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を

対象	事項	内容
		活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

第2 危険物対策

1 石油类等危険物の取扱施設

機関名	内容
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 操業の停止又は制限 2 流出拡散防止資機（器）材等の点検、配備 3 緊急しゃ断装置等の点検、確認 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認

2 化学薬品等取扱施設

機関名	内容
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2 引火又は混合混触等による出火防止措置 3 化学薬品等の取扱の中止又は制限 4 火気使用の中止又は制限 5 消防用設備等の点検、確認

3 毒物・劇物取扱施設

機関名	内容
多摩府中 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物劇物営業者等の関係団体に対して、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、入れ替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急安全措置 5 地震予知関連情報の収集

4 高圧ガス取扱施設

機関名	内容
都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。

5 放射性物質取扱施設

機関名	内容
各施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための点検及び緊急措置 ○ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置 ○ 関係防災機関への連絡

6 危険物輸送

機関名	内容
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
東京消防庁 小金井消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 出荷、受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

第4節 警備、交通対策（市、都、小金井警察署）

第1 警備対策

機関名	内容
警視庁 小金井警察署	<ul style="list-style-type: none"> 1 警備部隊の編成 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署長は、小金井警察署の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成する。 2 警備部隊の配備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 混乱のおそれのある JR・私鉄駅、スーパーマーケット、金融機関、興行場、主要交差点等の実態把握に努めるとともに必要に応じ、警備部隊を配備する。 3 治安維持活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報収集及び伝達を図り、市民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

第2 交通対策

1 交通対策の基本

- 警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	<ol style="list-style-type: none">1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り抑制する。3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。4 緊急交通路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
------	---

2 運転者等のとるべき措置

- 警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

(1) 走行中の運転者にとるべき措置

- ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速自動車国道では時速 40 km、一般道路（首都高速道路を含む。）では時速 20 km に減速すること。
- イ カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- ウ 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- エ バス、タクシー及びその他生活上やむを得ず走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- オ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。
- カ 現場警察官等の指示に従う。

(2) 駐車中の運転者にとるべき措置

- ア 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- イ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。
なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- ウ 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

（別冊 資料 4-5-2 警戒宣言時における交通規制図（警視庁））

3 交通規制

- 警戒宣言が発令された場合の交通規制は、都県境、環状 7 号線の内側の道路、緊急交通路、高速自動車道・首都高速道路、強化地域等で実施される。
- 小金井市内に交通規制を行う道路等はないが、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長により、状況に応じて交通規制の見直しが行われる。

4 交通対策の実施

- 警戒宣言発令後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。
- 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

5 道路管理者のとるべき措置

機関名	内容
都建設局	1 危険箇所の点検 ○ 警戒宣言が発せられた場合は、避難道路、主要幹線道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について点検を実施する。 2 工事中の道路の安全対策 ○ 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立するとともに、緊急車等円滑な通行の確保を図る。 3 防災設備の点検整備を実施する。
市	1 危険箇所の点検 ○ 警戒宣言が発せられた場合は、関係防災機関と連絡を保ち、避難道路、緊急啓開道路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。 2 工事中の道路についての安全対策 ○ 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。

第5節 公共輸送対策（市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第1 鉄道対策

1 情報伝達

(1) 警戒宣言の前の段階

- 旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

(2) 警戒宣言発令時

- 警戒宣言及び地震予知情報が出された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

2 列車運行措置

(1) JR 東日本

- 地震防災対策強化地域外周部における線区は、安全な方法により、極力列車の運行を確保する。

(2) 西武鉄道

ア 運行方針

- 関係防災機関、報道機関及び JR 東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。

イ 警戒宣言当日

- 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運行を行う。
- これらに伴う列車の遅延は、運行整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

ウ 翌日以降

- あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。
- なお、地震ダイヤは、一部列車の運転、中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

3 乗客集中防止対策

- 警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱となることが予想される。
- この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられるため、次の各機関において、乗客の集中を防止する措置をとる。

機関名	内容
市・都	1 平常時から、市民に対して時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。
JR 東日本 西武鉄道	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(別冊 資料 4-5-3 警戒宣言時における運転規制概要図 (JR 東日本))

4 主要駅での対応

- ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講ずる。

機関名	旅客の安全を図るための措置
JR 東日本 西武鉄道	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣する等の措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

5 主要駅等の警備

- 小金井警察署は、警戒宣言の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され、又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

6 列車の運転中止措置

- 鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、前項1から5までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

7 JR 東日本・西武鉄道

- 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

第2 バス、タクシー等対策

1 情報伝達

- 乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

2 運行措置

機関名	内容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針</p> <ul style="list-style-type: none">○ 関係防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 <p>(2) 運行計画</p> <ul style="list-style-type: none">○ 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。○ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。○ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。○ 翌日以降については、運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。○ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 <p>2 貸切バス</p> <ul style="list-style-type: none">○ 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。

機関名	内容
一般社団法人 東京ハイヤー・ タクシー協会	○ タクシー・ハイヤーは、関係防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 ○ この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40km/h）を行う。

3 混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

- 旅客の集中による混乱を防止するため、市、警察署等関係防災機関、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民・事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル・タクシー乗り場等の混乱防止

- 関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策（関係防災機関、各学校、各事業者）

第1 学校

1 警戒宣言時の対応

(1) 在校時

ア 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで休校（園）の措置をとる。

イ 警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を、学校防災計画に従って、次のとおり帰宅させる。なお、一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

機関名	内容
幼稚園、 小・中学校	○ あらかじめ保護者に周知してある学校防災計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 ○ 保護者に引き渡すまでは、学校等において保護する。
高等学校	○ 個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 ○ 帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。 ○ 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

※なお、強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。寄宿先のない者については、学校において保護する。

(2) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、林間学校、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は市本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を都（区市町村）教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。帰校後、児童生徒等を在在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小中学校等に避難すること等、適宜の措置をとる。

2 学校等におけるその他の対応策

- 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒や落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- 学校等に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。残留する児童生徒等の数、下校指導時にとった措置等の必要な事項を、市（都）教育委員会へ報告する。

3 警戒解除宣言の連絡等

- 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都又は区市町村の広報等によって得るものとする。
- 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

第2 病院、診療所

1 診療態勢

- 病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。
- 入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。
- 手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。
- 機関別対応は、次のとおりである。

機関名	外来診療	入院診療	手術等
小金井太陽病院	○ 可能な限り診療を行う。 ○ 救急患者の受入体制を講ずる。	○ 退院を希望するときは、担当医師の判断により退院させる。	○ 手術、分娩中の者については、医師の指示により安全措置を講ずる。
医師会 (民間病院・診療所)	○ 医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常どおり診療を行う。	○ 退院を希望するときは、担当医師の判断により許可を与える。	○ 日程の変更可能な手術・検査は延期する。
歯科医師会		—	

2 防災措置

- 病院又は診療所は、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害防止又は軽減を図るため、次の措置を講ずる。
 - (1) 建物、設備の点検・防災措置
 - (2) 薬品、危険物の点検・防災措置
 - (3) 落下物の防止
 - (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
 - (5) 職員の分担業務の確認
 - (6) 備蓄医薬品の点検・防災措置

3 その他

- 収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜伝達する。

第3 社会福祉施設等

1 通所施設

(1) 利用者の扱い

- ア 利用者の名簿等を確認のうえ、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。
- イ 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

(2) 防災措置

- ア 施設設備の点検
- イ ライフラインの確認
- ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- エ 食料、飲料水、ミルク等の確保
- オ 医薬品の確保

(3) その他

- ア 利用者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
- イ 職員・保護者等の防災教育を行う。

2 入所施設

- 利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講ずる。
 - (1) 施設設備の点検
 - (2) ライフラインの確認
 - (3) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
 - (4) 食料、飲料水の確保
 - (5) 医薬品の確保
 - (6) 利用者の家族等に対する連絡手段の確保

- (7) 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- (8) 関係機関との緊密な連絡・連携

第7節 高層建築物、集会施設等対策（市、小金井消防署）

第1 高層建築物

- 小金井消防署における各事業所に対する指導は、第6章第3節「事業所のとるべき措置」に基づき実施するが、特に不特定多数の者が集まる施設については、主として次によるものとする。
 - 1 ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事業所についても、混乱防止及び安全確保の措置が図られるよう要請する。
 - 2 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）は、運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
 - 3 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。

第2 集会施設等

- 不特定多数の市民等が利用する集会施設等については、混乱防止の観点から、次の措置を講ずる。

機関名	対象施設	対応措置
市	市民会館 総合体育館 図書館 集会施設 その他公共施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられたときは、直ちに閉館の措置をとる。 2 閉館にあたっては、個人施設利用者に対しては直接、団体施設利用者に対しては主催責任者に連絡したうえ、警戒宣言が発せられたことを伝達し、職員の誘導により安全に退館させる。 3 エレベーターの運転（地震時管制運転装置付を除く。）を中止し、階段を利用するように指導する。 4 利用者を退館させた後、次の防災措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消火用水の汲み置き、消火器具・設備の点検 (2) 火気、電気設備の点検、保守 (3) 落下物の防止、備品等の転倒防止

第8節 電話、通信対策（関係防災機関）

第1 警戒宣言時のふくそう防止措置

- 警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。こ

のため、各機関は次の措置をとることとする。

機関名	区分	内容
NTT 東日本	電話	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>(1) 関係防災機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 街頭公衆電話からの通話</p> <p>(3) 非常、緊急扱い通話(交換手扱いの通話)</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>(2) 100 番通話 (手話通話を含む。)</p> <p>(3) 関係防災機関等から緊急な要請への対応</p> <p>ア 故障修理</p> <p>イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通</p> <p>※ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
	電報	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>非常、緊急扱い電報</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>一般電報の発信及び電話による配達 (強化地域に着信する電報は、遅延承認のもとに限る。)</p>

第2 広報措置の実施

機関名	内容
NTT 東日本	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示、テレビ、ラジオ放送等を通じ情報提供及び必要な広告を行う。</p> <p>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>2 電報の受付、配達状況</p> <p>3 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>4 電報の受付及び配達状況</p> <p>5 その他必要とする事項</p> <p>○ 前項の広報をするにあたり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。</p>

第3 防災措置の実施

機関名	内容
NTT 東日本	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 警戒宣言等の伝達</p> <p>2 警戒宣言のお客様等への周知</p>

機関名	内容
	3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施

第9節 電気、ガス、上・下水道対策（関係防災機関）

第1 電気

1 電力の供給

- 警戒宣言が発せられた場合においても、必要な措置を講じ、電力の供給は継続する。

2 人員、資機材の点検確保

(1) 要員の確保

- 非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。
- 全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

(2) 資機材の点検確保

- 非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保をする。

3 施設の予防措置

- 警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

(1) 特別巡視及び特別点検等

- 地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(2) 通信網の確保

- 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

(3) 応急安全措施

- 仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

4 安全広報

- 非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措施に関する具体的事項について広報する。

第2 ガス

1 ガスの供給

- 警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

2 避難等の要請

- 本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

3 工事等の中断

- 工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

4 人員、資機材の点検確保

(1) 人員の確保と配備

- 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(2) 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

5 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

(1) 広報の内容

- 不使用ガス栓の閉止の確認
- 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保
- 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作
- 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
- ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し

(2) 広報の方法

- 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
- 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。
- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- NHK 及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。
- 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

第3 上水道

1 飲料水の供給及び広報

- 警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、市民自らが飲料水（1日1人30目安に1日分）を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。
 - (1) 市民に対する飲料水のくみ置きの要請
 - (2) 地震発生後の避難にあたっての注意事項
 - (3) 地震発生後の広報等の実施方法
 - (4) 地震発生後における市民への注意事項

2 施設の点検確保態勢

- 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には、速やかに給水活動が実施できる態勢を確立する。

3 施設等の保安措置

- (1) 日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。
- (2) 浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- (3) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要に従い実施する。
- (4) 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

第4 下水道

- 警戒宣言が発せられた場合、施設の安全措置を次のとおり実施する。
 - 1 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、管渠施設・ポンプ所施設等の巡視、点検の強化及び整備を行う。
 - 2 工事現場においては、工事を中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

第10節 生活物資対策（市）

- 警戒宣言が発せられた場合における食料、生活必需品の円滑な供給を確保するため、これらを取り扱うスーパーマーケット、小売店等に対し、極力営業を継続するよう小金井市商工会等を通じ協力要請する。
- 広報車等を利用し、事業者等に対しては売りおしめ、買い占めをしないよう、また、市民に

対しては、買い急ぎをしないよう広報を行う。

- 市は小金井市商工会等に、食料品及び生活必需品等の供給確保を要請する。

第 1 1 節 金融対策（市、都）

第 1 警戒宣言時における対策

機関名	内容
<p style="text-align: center;">関東財務局 日本銀行</p>	<p>1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること。 ○ やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。 <p>(2) 金融機関の防災体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。 ○ 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。 <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭はその旨を掲示させること。 ○ 上記 1 (1) の措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。 <p>※「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。</p> <p>※本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。</p> <p>2 日本銀行は警戒宣言時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速かつ適切な調整及び信用制度の保持運営に関することを行う。</p>
<p style="text-align: center;">都主税局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 ○ 警戒宣言が発せられた後、引き続き、都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。
<p style="text-align: center;">市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市税の対応については、都主税局の対応に準じて行う。

第 1 2 節 避難対策（市）

- 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

第1 事前対策

1 危険が予想される地区の選定

- 市長は、管内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行いあらかじめ地区選定を行っておくものとする。
- 要配慮者に必要な支援について、配慮を行う。

2 避難者収容施設の選定

- 市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を選定しておく。
- なお、指定にあたっては、次の点に留意する。
 - (1) 火災の危険度の低い場所に立地していること。(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。)
 - (2) 耐震性、耐火性を有すること。
 - (3) 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
 - (4) 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
 - (5) 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
 - (6) 避難所の運営に必要な資器材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

3 周知、伝達方法

- 避難を必要とする市民に対し、避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(有線放送、広報車、市防災行政無線等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

第2 警戒宣言時における対応

1 避難勧告

- 市本部長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記3に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

2 避難所開設に伴う対応措置

- 市本部長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び小金井警察署、小金井消防署、水道局、保健所等関係機関に連絡する。
- 都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム(DIS)への入力により行う。

- 市本部長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出しその他による食品の供給を行う。
- 総務部統括調整班は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

第13節 救援・救護対策（市、関係防災機関）

第1 医療救護態勢

- 福祉保健部保健医療班は、医療救護態勢を確保するため、医師会に対し、医療・助産救護班の編成準備と待機を要請する。

機関名	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 師会へ医療救護班の編成準備要請 ○ 4 師会へ患者等の受入れ体制確保の要請 ○ その他、4 師会との連絡調整
医師会 歯科医師会 薬剤師会 整復師会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時に備え、医療救護班の編成準備 ○ 患者等の受入れ体制の確保

第6章 市民・事業所等のとるべき措置

- 東海地震は予知しうる地震とされており、国、都、市及び関係防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものであるが、これらの機関の行う防災活動のみでは限界がある。
- 市民、自主防災組織、事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。そのため、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解したうえ、市民、自主防災組織、事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。
- 本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

第1 平常時

- 「震災編 第1部 31 第2節 基本的責務」を準用する。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 家族で避難、連絡方法等の行動予定を確認する。
- 電話（携帯電話を含む。）の使用を自粛する。
- 自動車の利用を自粛する。

第3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - (2) 市・警察署・消防署等関係防災機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (2) 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を

閉める。)

- (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
 - (5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - (6) 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 3 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
 - 4 テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
 - 5 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張る等、人が近づかないような措置をとる。
 - 6 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片付ける。
 - 7 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
 - 8 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
 - 9 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
 - 10 電話（携帯電話を含む。）の使用を自粛する。特に、市役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。
 - 11 自家用車の利用を自粛する。
 - (1) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
 - 12 幼児、児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀等の付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - (2) 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて対応する。
 - 13 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
 - 14 エレベーターの使用は避ける。
 - 15 近隣相互間の防災対策を再確認する。
 - 16 不要な預貯金の引出しを自粛する。
 - 17 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織等のとるべき措置

第1 平常時

- 「震災編 第2部 1-12 第2節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）」を準用する。

第2 注意情報発表時から警戒宣言が発表されるまでの措置

- テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

第3 警戒宣言が発表されたときから発災までの措置

- 市からの情報を地区内住民に伝達する。
- 地区内住民にとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- 消防機材等を有する組織では、資機材等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 地域設置消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 要配慮者の安全に配慮する。
- がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 救急医薬品等を確認する。
- 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第4 未設置地域の措置

- その他自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1 平常時

- 「震災編 第2部 1-14 第3節 事務所防災体制の強化」を準用する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発表されるまでの措置

- テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発表されたときから発災までの措置

- 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 市防災行政無線、テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。

- 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。
- 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場や高層ビル・地下施設等の店舗にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止しやむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に市役所・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 建築工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。